

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(高効率空調機導入支援事業)

交付規程

一般社団法人 日本エレクトロヒートセンター

本補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（高効率空調機導入支援事業）交付要綱第3条に基づき一般社団法人日本エレクトロヒートセンターに交付される国庫補助金から高効率空調機を設置しようとする方に交付するものです。

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(高効率空調機導入支援事業) 交付規程

(目的)

第1条 この規程は、経済産業大臣が定める住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（高効率空調機導入支援事業）交付要綱（平成16・07・14財資第1号。以下「要綱」という。）第21条の規定に基づき、一般社団法人日本エレクトロヒートセンター（以下「センター」という。）が行う住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（高効率空調機導入支援事業）（以下「補助金」という。）の交付の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 センターが行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係わる予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び要綱に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の対象)

第3条 センターは、次項の要件に適合する高効率空調機を導入する事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費のうち、第4条に規定する補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で当該補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し、当該補助対象経費の一部に充てるため補助金を交付する。

- 2 補助金交付の対象となる高効率空調機は、以下の要件を満足する空調用途に用いられる蒸気圧縮式のヒートポンプ技術を用いた空気調和設備の室外機あるいは熱源機とする。
- (1) 当該事業で導入する機器単体の冷房（冷却）能力が28kW以上であること。
 - (2) 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
 - (3) エネルギー消費効率を一次エネルギー換算した値が、別表に定める数値以上であること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は補助の対象外とする。

(1) 一般

高効率空調機本体に係る機器購入費用と従来機の機器購入費用との差額とする。(室内機、補機類及び基礎架台、設置工事等に係る費用は含まない。)

(2) 既設(リニューアル)※

高効率空調機本体に係る機器購入費用とする。(室内機、補機類及び基礎架台、設置工事等に係る費用は含まない。)

※ 既設(リニューアル)とは、次の①②の両方を満たす場合とする。

- ① 現在設置されている空調機(以下「既設空調機」という。)を高効率空調機に代替し、かつ、その総冷却能力が新たに設置する高効率空調機の総冷却能力の70%以上であり、それを証明する書類(メーカー発行カタログ、仕様書等)が提出できること。
- ② 既設空調機の撤去を証明する証拠書類(撤去工事の契約書、産業廃棄物処理契約書等)が提出できること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1を限度とし、上限額については別に定める。

(補助金交付申請)

第6条 センターは、予算の範囲内において、補助事業者の募集を行うものとする。

2 センターは、前項の募集を募集回数及び募集期間を定めて行うものとする。

3 第1項の募集に応募し、補助金の申請を行う者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(一般の場合は様式第1-1、既設の場合は様式第1-2)に別に定める書類を添付して、センターに提出しなければならない。

(交付申請の審査)

第7条 センターは、募集期間内に受け付けた交付申請を募集期間終了後にとりまとめ、別に定める審査委員会において審査を行うものとする。

(交付の決定)

第8条 センターは、前条に定める審査委員会での審査結果を踏まえて補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に交付決定通知書(様式第2)を送付するものとする。

- 2 センターは、前項の通知に際して、必要に応じ、条件を付することができるものとする。
- 3 センターは、補助金の交付が適当でないとしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 4 申請者は、交付決定通知書に記載される交付決定日以前には、補助対象機器の設置工事を着工できない。

(申請の取下げ)

第9条 第8条1項の規定による交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、交付申請取下げ届出書(様式第3)をセンターに提出しなければならない。

(計画変更等の承認)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ計画変更等承認申請書(様式第4)をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 センターは、前項に基づく計画変更等承認申請書を受理したときは、当該申請に係る変更の内容が適正であるか審査し、その審査結果において、計画変更等承認結果通知書(様式第5)を補助事業者に送付するものとする。
- 3 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

(遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに遅延等報告書(様式第6)をセンターに提出し、その指示を受けなければならない。

(状況の報告)

第12条 補助事業者は、センターが特に必要と認めて要求したときは、補助事業実施状況報告書(様式第7)をセンターが要求する期日までに提出しなければならない。

(実績の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は当該会計年度の3月5日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第8)及び設置工事完了証明書(様式第9)に別に定める書類を添付してセンターに提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 センターは、前条の実績報告書を受領し、当該報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助事業者に対して補助金支払確定通知書(様式第10)により通知するものとする。

(補助金の支払)

第15条 センターは、第14条の規定により交付すべき補助金を確定した後、これを取りまとめ、経済産業大臣に対し、当該補助金に係わる補助金の支払いを請求し、支払いを受けた後遅滞なく補助事業者に補助金を支払うものとする。

(手続代行者)

第16条 補助事業者は、第6条第3項の補助金交付申請書、第9条の交付申請取下げ届出書、第10条第1項の計画変更等承認申請書、第11条の遅延等報告書、第13条の実績報告書の手続きについて、補助対象高効率空調機の販売等をする者に、手続きの代行を依頼することができるものとする。

2 前項の手続きを代行する者(以下「手続代行者」という。)は、依頼された手続きを誠意をもって実施するものとする。また本手続きの代行を通じ申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)に従って取り扱うものとする。

3 センターは、手続代行者が第1項に規定する手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、次の措置をとることができるものとする。

(1) センターの所管する契約の全部又は一部について一定期間指名等の対象外とすること

(2) センターの取り扱うすべての補助金について一定期間の交付及び手続代行の停止を命ずること

(3) 当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表すること

(交付決定の取消し等)

第17条 センターは、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第8条第1項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

(1) 補助事業者又は手続代行者が、法令、本規程又はそれらに基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者又は手続代行者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為を

した場合。

- (4) 各前項に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 センターは、前項の規定による取消しを行った場合において、当該取消しに関し、既に補助金を交付しているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとし、補助事業者又は手続代行者はその指示に従わなければならない。
- 3 センターは、前項の返還を命ずるときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日の日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、同項により付された期限内に納付がない場合は、返還の期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納に係わる金額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を併せて補助事業者から徴収するものとする。

(取得財産等の管理等)

- 第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について取得財産等管理台帳（様式第11）を備え、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その適正な運用を図らなければならない。
- 2 前項の規定において、補助事業者は、天変地異その他補助事業者の責に帰する事のできない理由により取得財産等が毀損し、又は滅失したときは、その旨をセンターに届出なければならない。

(取得財産等の処分の制限等)

- 第19条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15条）に定められた期間内において、当該取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第12）をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定により承認を受けて当該取得財産等を処分した場合において、センターの請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
 - 3 前項の補助金の返還については、第17条第4項の規定を準用する。
 - 4 第1項に規定する処分とは、補助対象機器を補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し（補助事業者が貸与することを目的として当該財産を取得した場合を除く。）、廃棄し、又は担保提供等に供する場合とする。

(補助事業の経理等)

第20条 補助事業者は、補助事業の経理についての帳簿を備え、補助事業以外の経理と明確に区分した上、補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整理して、前項の帳簿とともに補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属するセンターの会計年度が終了した後5年間保存しなければならない。

(センターによる調査等)

第21条 センターは、補助金交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて補助事業者及び手続代行者等に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

(協力)

第22条 センターは、補助事業の適正な運営を確保するため、必要に応じてこの本規程の遵守を確認する書類の提出等の協力を、補助事業者等に対して求めることができるものとする。

(その他の必要な事項)

第23条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、センターが別にこれを定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

(別表)

第3条第2項第3号に定める、エネルギー消費効率を一次エネルギー換算^{※1}した値(COP)とは、以下の「高効率空調機エネルギー消費効率基準表」の数値以上であることとする。なお、冷暖房兼用の機器については双方の平均値とする。

「高効率空調機エネルギー消費効率基準表」

| 機器の種類 | | エネルギー消費効率 (一次エネルギー換算値) |
|-------|-------------|---------------------------|
| 空冷機器 | チリングユニット | 1. 3 2 |
| | ビル用マルチエアコン等 | 1. 4 4 |
| 水冷機器 | チリングユニット | 1. 8 9 |
| | ターボ冷凍機 | 2. 2 1 |

※1：一次エネルギー換算について

〈一次エネルギー換算エネルギー消費効率(COP)の算出方法〉

$$COP = (C / (E_c + N_c) + H / (E_h + N_h)) / 2$$

COP：一次エネルギー換算成績係数

C：冷房(冷却)能力(単位:kW) ^{※2}

E_c：冷房ガス消費量(単位:kW) ^{※3}

N_c：冷房(冷却)消費電力(単位:kW)を1kWhにつき9,760kJとして1次エネルギーに換算した値(単位:kW) ^{※2}

H：暖房(加熱)能力(単位:kW) ^{※2}

E_h：暖房ガス消費量(単位:kW) ^{※3}

N_h：暖房(加熱)消費電力(単位:kW)を1kWhにつき9,760kJとして1次エネルギーに換算した値(単位:kW) ^{※2}

※2：冷房(冷却)能力・冷房(冷却)消費電力、暖房(加熱)能力・暖房(加熱)消費電力、については、表1～4に規定された温度条件で測定された値とする。

※3：冷房燃料消費量、暖房燃料消費量については、日本工業規格 B8627-2 附属書 4(規定)ガス消費量試験方法の規定する方法に準拠して測定する。

なお、消費電力及びガス消費量については、下記温度条件において当該機器が消費したすべてのエネルギー量とする。

表1 チリングユニット（空冷式）の温度条件

単位：℃

| | 供給する冷温水 | | 外気温度条件 | |
|------|---------|------|--------|------------------|
| | 入口水温 | 出口水温 | 乾球温度 | 湿球温度 |
| 冷却能力 | 12 | 7 | 35 | 24 ^{※4} |
| 加熱能力 | 40 | 45 | 7 | 6 |

表2 ビル用マルチエアコン等の温度条件

単位：℃

| | 室内側吸込空気条件 | | 室外側吸込空気条件 | |
|------|-----------|------|-----------|------------------|
| | 乾球温度 | 湿球温度 | 乾球温度 | 湿球温度 |
| 冷房能力 | 27 | 19 | 35 | 24 ^{※4} |
| 暖房能力 | 20 | 15 | 7 | 6 |

表3 チリングユニット（水冷式）の温度条件

単位：℃

| | 供給する冷温水 | | 冷却水温度条件 | |
|------|---------|------|---------|------|
| | 入口水温 | 出口水温 | 入口水温 | 出口水温 |
| 冷却能力 | 12 | 7 | 30 | 35 |
| 加熱能力 | 40 | 45 | 15 | 7 |

表4 ターボ冷凍機の温度条件

単位：℃

| | 供給する冷温水 | | 冷却水温度条件 | |
|------|---------|------|---------|------|
| | 入口水温 | 出口水温 | 入口水温 | 出口水温 |
| 冷却能力 | 12 | 7 | 32 | 37 |
| 加熱能力 | 40 | 45 | 12 | 7 |

※4：熱源側の熱交換器に水を噴霧する等、潜熱を利用する機器の場合。